

規制改革会議
国際経済連携タスク・フォース

平成19年7月24日
厚生労働省提出資料

1. 当初より実習生を雇用関係下に置くこととされているが、現行制度では「研修期間の3分の1以上行うこと」とされている「非実務研修(座学)」の扱いについて、具体的にお考えを伺いたい。もし、非実務研修の実施を想定していない場合、日本語能力のある者しか受け入れないという意味なのか、それとも、日本語研修を実施してはいけないということの意味なのか。

また、賃金の支払いについては、実務研修と非実務研修で賃金に差を設けないつもりなのか。差を設けない場合には、非実務研修を含む時間当たり賃金と、非実務研修を含まない時間当たり賃金とで差を設ける考えがあるのか。

(回答)

先般(5月11日)にとりまとめられた厚生労働省の研究会中間報告においては、「実務研修」については、生産現場で実際に商品の生産等に従事することから、外見上はその活動が「研修」なのか、資格外活動である「労働」なのか明確に区別し難い場合が多く、組織的な労務管理体制が不十分な中小零細企業において「労働」とならないよう「研修」の性格を担保することが困難である実態を踏まえ、研修生の法的保護を図るために、「研修(1年)」+「技能実習(2年)」を統合し、最初から雇用関係の下での最長3年間の「技能実習」として法律関係を明確にした上で、労働関係法令の適用を図ることとすることが適当としている。

その上で、具体的な制度設計については、実習の円滑な実施が可能となるよう以下の考え方に基づき設計する必要があるとしている。

最初から雇用関係の下での実習となるため、技能修得の実効性や安全衛生の確保の観点から、実習生については入国前に一定レベルの日本語の能力を有していることを要件とすることが必要である。ただし、送り出し国における日本語の普及状況等を勘案し、当面は現行制度と同様に入国後に一定の日本語を習得することとする。

最低限の安全衛生教育、日本の生活習慣、職場において必要な日本語教育については、現行制度と同様に、受入れ当初の段階で受入れ団体の責任において実施することが必要である。

いずれにしても、制度見直しに係る具体的な制度設計については、研究会中間報告を基本方針として、関係省庁と意見交換をしながら検討してまいりたい。

なお、研究会中間報告における制度の適正化に係る提言については、可能なものから順次実行していくこととしたいと考えている。

2. 経済産業省研究会報告では、研修・技能実習生の保護のため、初期ガイダンスの実施、申告窓口の充実等、JITCOによるサポート体制を強化すること等が提案されているが、貴省研究会中間報告では、このような提案がなされていない。労働関係法令以外のこのような措置の必要性について貴省のお考えをお教え願いたい。

(回答)

先般(5月11日)にとりまとめられた厚生労働省の研究会中間報告においては、研修生・実習生は受入れ企業等から不当な扱いを受けても、帰国させられることを恐れて泣き寝入りするケースが多いとの指摘もあることから、研修生・実習生の様々な問題について、率直に相談でき、かつ、必要な支援が受けられるよう、相談・援助体制を強化する必要があるとしている。

また、受入れ企業・受入れ団体が倒産したり、不正行為認定を受けた場合について、他の受入れ企業・受入れ団体へのあっせん等JITCOが積極的に関与することによって、研修生・実習生が帰国することなく研修・実習を継続できるシステム作りを検討することが求められるとされているところである。

基本的には、ご質問の内容と同様の考えであり、具体的な制度設計については、研究会中間報告を基本方針として、関係省庁と意見交換をしながら検討してまいりたい。

なお、研究会中間報告における制度の適正化に係る提言については、可能なものから順次実行していくこととしたいと考えている。

3. J I T C O (国際研修協力機構)の受入団体・企業に対する自主点検・巡回指導を抜本的に強化するとしているが、当該機関が不正行為を行った場合には、罰金を課すなどの強い罰則を設けることについて、貴省のお考えをお教え願いたい。

また、第一次受入機関が、研修・技能実習生をあっせんするブローカーのような役割を果たしていたケースが報告されているが、このような第一次受入機関を効果的に排除する方策について検討されているのか。

(回答)

先般(5月11日)にとりまとめられた厚生労働省の研究会中間報告においては、受入れ企業・受入れ団体の適正化として、不適正な事案を排除していくためには、ペナルティを強化していくことが必要であり、不正行為を行った受入れ企業・受入れ団体に対する規制について、例えば受入れ停止期間を5年以上にするなど、厳格化することが必要であるとされている。

また、受入れ団体の中には、不当な仲介手数料や必要以上に高額な受入れ管理費を徴収するケースもあるとされるが、最初から雇用関係の下での最長3年間の実習とすれば、実習生のあっせん行為について、職業紹介事業の許可又は届出が必須の条件となり、紹介に係る手数料は透明化される。他方、受入れ管理費については職業紹介に係るものではないため、別途、その用途を透明化しチェックしていく仕組みを検討する必要があるとしている。

さらに、受入れ団体について、一部の事業協同組合において営利を目的として組合を設立し、ブローカー的に高額な管理費等を徴収するケースも見られることから、本来の事業協同組合としての事業実績要件を課すること等により、悪質な受入れ団体の排除を図っていくことも必要としているところである。

ブローカーのような役割を果たしている第1次受入機関の排除する方策については、さらに検討を深めていく必要があると考えており、具体的な制度設計については、研究会中間報告を基本方針として、関係省庁と意見交換をしながら検討してまいりたい。

なお、研究会中間報告における制度の適正化に係る提言については、可能なものから順次実行していくこととしたいと考えている。

4 . 送出国による不当に高額な保証金や違約金を防止するため、送出国に対して適正化を要請するとされているが、それ以外に、例えば、送出国に一定の要件を設ける等、送出国に関する具体的な改善措置の必要性についてはどのように考えるのか、貴省のお考えをお教え願いたい。

(回答)

先般(5月11日)にとりまとめられた厚生労働省の研究会中間報告においては、「送出国による不当に高額な保証金や違約金については、送出国政府に対し、その適正化を強く要請することが必要」とされているところであるが、当然、他の適正化策についても検討する余地はあると考える。

いずれにしても、制度見直しに係る具体的な制度設計については、研究会中間報告を基本方針として、関係省庁と意見交換をしながら検討してまいりたい。

なお、研究会中間報告における制度の適正化に係る提言については、可能なものから順次実行していくこととしたいと考えている。

5. 一次帰国後の再技能実習が新たに提案されているが、帰国した実習生が再来日した際、どのような技術を得て、再び帰国した場合に、どのように技能を移転していくことを想定しているのか具体的にお示し願いたい。

(回答)

先般(5月11日)にとりまとめられた厚生労働省の研究会中間報告において、再技能実習については、「概ね技能移転や適正化が図られている「企業単独型」に限り、現地法人における更なる技能向上のためなど、個別の審査により必要性が認められる場合に認めることが適当」とし、「技能検定2級レベルを到達目標とし、技能移転のため必ず帰国することを前提として、期間については、次のような理由から、2年の実習とすることが妥当である」としているところである。

初回の技能実習の経験があること。

送出し国において同一職種の経験をさらに積んでくること。

家族滞留を制限する期間が通算して長期に渡ることのないよう人権上の配慮が必要であること。

なお、この場合であっても、再技能実習を適正に進める観点から、例えば、次のように、技能移転の趣旨が十分図られていること、再技能実習生、受入れ企業ともに優良な成績であること等を要件とすべきである。

帰国後一定期間(例えば、3年)以上経過し、その間、技能移転を行っていること。

初回技能実習終了時に技能検定3級レベル試験に合格していること。

受入れ企業についても技能実習終了時の技能検定3級レベル試験の受験率・合格率が高いこと。

したがって、再来日しての再技能実習については、初回実習時に技能検定3級レベルの技能を取得した職種について、さらに2年間の実習を経て技能検定2級レベルの技能修得を目指し、帰国後には、2級レベルの技能の移転していくことを想定しているものである。

いずれにしても、制度見直しに係る具体的な制度設計については、研究会中間報告を基本方針として、関係省庁と意見交換をしながら検討してまいりたい。